自然公園法施行規則第11条(基準部分)引用関係整理表 (注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。)

項	行為の種類	号	基準の内]容						
第1項	工作物の新築、改築又は増築のうち、	第1号			を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却 るものであること。					
	仮設の建築物(土地に定着する工作物のうち、屋根及びはなった。	第2号	次に掲けいこと。	で地域	(以下「特別保護地区等」という。) 内で行われるものでな					
	は壁を有するものをいい、建築設備(当		イ 特別保護地区、第1種特別地域又は海域公園地区							
	電排冷し備若い同又 エト で、、、ははく、)。。増仮事イ で、、、ははく、)。。増仮事レ で、、、、ははく、)。。増仮事レ で、、、、ははく、)。。増仮事ル で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		(次) (次) (法第) (2) (1) (2) (3)	(次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定(以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という)がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。)であるもの(1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域(2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域(3)地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域						
		第3号			た天然林又は学術的価値を有する人工林の地域 要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないもので					
		310.7	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない。あること。							
		第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでな いこと。							
		第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。							
		第6号	当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去 した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。							
		ただし書	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築(以下「既存建築物の改築等」という。)であって、第1号、第5号及び第6号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。							
			第1号		間が 3年 を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し 却することができるものであること。					
			第5号	第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の展 景観と著しく不調和でないこと。						
			第6号	当該建 物を撤 ること	築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築 去した後に跡地の整理を適切に行うこととれているものであ 。					
第2項	工作物の新築、改築 又は増築のうち、 申請に係る国立公園	本文	第1項第	52号	特別保護地区、第1種特別地域又は海域公園地区、植生の 復元が困難な地域等内で行われるものでないこと。					
	若しくは国定公園の 区域内において公園		第1項第	3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げ にならないものであること。					
	事業若しくは農林漁業に従事する者その他の者であった。		第1項第	54号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障 を及ぼすものでないこと。					
	請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅		第1項第	55号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の 風致又は景観と著しく不調和でないこと。					
	及び昭和50年4月1 日(同日後に申請に 係る場所が特別地域、 特別保護地区又は海 域公園地区に指定さ		ものに限 う。以下	当該建築物の高さ(避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。)を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第4項及び第6項において同じ。)が13m(その高さが現に13mを超える建築物の増改築の場合は、既存の高さ)を超えないものであ						

	れた場合にあっては、 当該指定の日。以下		ること。						
	「基準日」という。) において申請に係る 場所に現に居住して	ただし書	既存建築物の改 いては、この限		f項第5項に掲げる基準に適合するものにつ				
	いは年 を を を を を の の の の の の の の の の の の の		既存建築物の改	災害により になるは を を を を を を を を を と は を る。) と に を さ と さ に る に る に る に る に る に る に る に る に る に					
地等をいう。)内に設 時をいう。)内に設 いる事築、 いる事築、 でる。)の は建築物 の で、 は を 発 の で、 (を の 可 の の 可 新 築 の で 、 (の で 、 (の で 、 (の で 、 (を を) を) を) と う と う と う と う と う と う と う と う と う と			第1項第5号		根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の 著しく不調和でないこと。				
第3項	工作物の新築、改築 又は増築のうち、農 林漁業を営むために	ち、農 ために か新築、 (を り (で く。)	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生 元が困難な地域等で行われるものでないこと。					
	が個果を含むために 必要な建築物の新築、 改築又は増築(前2 項の規定の適用を受		第1項第3号	当該建築物が主 にならないもの	要な展望地から展望する場合の著しい妨げ であること。				
	けるものを除く。) ※農林業を営むため の建築物		第1項第4号	当該建築物が山 を及ぼすもので	稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障 ないこと。				
			第1項第5号		根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の 著しく不調和でないこと。				
		ただし書	前項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。						
			前項ただし書に規定する行為	により滅失した 築物の規模が関 の建築物が有し 最小限の規模の の他公益上必要 においてはその る建築物の新	の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害 上建築物の復旧のための新築(申請に係る建 死存の建築物の規模を超えないもの又は既存 していた機能を維持するためやむを得ず必要 か拡大を行うものに限る。)又は学術研究そ であり、かつ、申請に係る場所以外のられ でありを達成することができないと認められ 、改築若しくは増築であって、第1項第5 進に適合するもの				
				第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。				
第4項	工作物の新築、改築 又は増築のうち、 集合別荘(同一棟内	本文	第1項第2号		第1種特別地域、海域公園地区、植生の復 等で行われるものでないこと。				
	に独立して別荘(分 譲ホテルを含む。)の 用に供せられる部分		第1項第3号	当該建築物が主 にならないもの	要な展望地から展望する場合の著しい妨げ であること。				
	所に供せられる部分 が5以上ある建築物 をいう。以下同じ。)、 集合住宅(同一棟内		第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障 を及ぼすものでないこと。					
	集合住宅(同一條内 に独立して住宅の用 に供せられる部分が 5以上ある建築物を		第1項第5号		根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の 著しく不調和でないこと。				
	の以上のの建築物をいう。以下同じ。)若 しくは保養所の新築、 改築若しくは増築、	第1号			5 号に規定する保存緑地をいう。以下この項 るものでないこと。				
	以案石しくは増業、 分譲することを目的 とした一連の土地若 しくは売却すること、	第2号	2階建以下であ	り、かつ、その高	度、改築又は増築にあっては、当該建築物が 高さが 10m (その高さが現に10mを超える既 っては、既存の建築物の高さ)を超えないも				

貸付けをすること若		のであること。								
させることを目的と した建築物が2棟以 上設けられる予定で ある一連の土地(以	第3号	は増築にあって 既存の建築物の	は、計改築ス	6該建築物の	り高さが 13m	(その高さが現に13mを超える				
う。) 内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれら	第4号	地内に保存緑地	となる	るべき部分を	と含むものにる	あっては、当該保存緑地の面積				
可分である建築物の 新築、改築若しくは	第5号	集合別荘又は集除した面積が250	合住年 0㎡ 以	三の新築、3 上であるこ	女築又は増築ルと。	こあっては、敷地面積を戸数で				
項の規定の適用を受けるものを除く。) ※・5室以上の集合別在及び集合住宅 ・保養所・分譲、売却、貸	第6号	分の水平投影面において同じ。) るすべての建築。 る延べ面積をい	総建築面積(同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積(建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。)の和をいう。第6項において同じ。)の敷地面積に対する割合及び総延べ面積(同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積(建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。)の和をいう。以下同じ。)の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり							
を目的とした建 築物が2棟以上		地種区分				総延べ面積の敷地面積 に対する割合				
の土地における		第2種特別地域	戉	20%以下		40%以下				
连架彻		第3種特別地域	戉	20%以下		60%以下				
	第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30% を超えないもあること。								
	第8号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地、 高木の生育が困難な地域(以下「自然草地等」という。)でないこと。								
	第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路(以下「公園事業道路等」という。)の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。								
	第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から 5 m 以上離れていること。 当該建築物の建築面積が 2000㎡ 以下であること。								
	第11号									
	ただし書	第2項ただし書	に規定	官する行為に	こ該当するもの	のについては、この限りでない。				
			に築の最のにる	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究の他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場においてはその目的を達成することができないと認めらる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第1項第号に掲げる基準に適合するもの						
			第	項第5項		の屋根及び壁面の色彩並びに形 四の風致又は景観と著しく不調 と。				
工作物の新築、改築又は増築のうち、	本文	第1項第2号				也域、海域公園地区、植生の復 ものでないこと。				
に係る行為について 法第20条第3項、第2		第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨 にならないものであること。							
第3項の規定による許可の申請をし、若		第1項第4号				トる等眺望の対象に著しい支障				
の造成に係る行為を 完了し、若しくは基		第1項第5号				D色彩並びに形態がその周辺の Iでないこと。				
単日以後にての這成 に係る行為について 法第20条第6項、第2		第4項第1号	保存緑地において行われるものでないこと。							
_	正文基に法1第許しの完準 では準係第3可く造了日 では連係第3可く造了日 では連係第3可く造了日 では連係第3可く造了日 では連係第3可く造了日 では連係第3可く造了日 ではでを目をかる土等けみは用建者項適除上び 売時と2れに の築前行条項の申基に、後 が増日る203項のは成し以 を変うそに3は定を日るしそ 変うそに3は定を日るしそ 変うそに3は定を日るしそ では連係第3可く造了日 では連係第3可く造了日 では連係第3可く造でを日るしそ では連係第3可く造でを日るしそ では連係第3可く造でを日るしそ では連係第2の中基に、後 変うそに3は定を日るしそ ではでを日るしそ ではでを日るしそ ではでをいる。 ではでをいる。 ではでをいる。 ではでをいる。 ではでをいる。 ではできる。 ではでいる。 ではできる。 ではでいる。 ではできる。 ではでいる。 ではいる。 ではいる。 ではないる。 ではない。 ではない。 ではない。 ではない。 ではないるではないる。 ではないるではないるではないるではないるではないるではないるではないるではないる	第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	中のでのと 中ので 中ので	しては一たと対定では、	しくは一等的を目前を対しています。 第3号	しくは一時的に使用 した建築物が2種以上 上設けられる予定である一変である一変でいる。 一変であるでは、当該建築物の高さでは、既 ものが繁変、はなまれたの建築物の変変又は増築にあっては、既 ものが繁変、はなまれたの。 が変数と用ないでありませいである。 新名号 当該建築物となるべき部分を含むものによ を除いた面積。以下同しかが1000mf以上であること。 第 5 号 場に探る歌地の変変又は増築にあっては、既 ものが繁変、はなまれたの。 が変数になる歌地の変質と含むものによ を除いた面積。以下同しかが1000mf以上であること。 第 6 号 別群及はな会合 ・ 保養所 ・ 分譲、売却、賃付 付は、一時とした建 を物が2 4 るして を発が2 4 るして を発が2 4 を は以下 自的なとなるしまでの を変か不平投影の上の集合 名で、面積となり、このの変域での確しない。 を変が不可をといる。 第 2 種特別地域 20 等以下 第 2 種特別地域 20 等以下 第 3 番特別地域 20 等以下 第 3 種特別地域 20 等以下 第 3 種特別地域 20 等以下 第 3 種特別地域 20 等以下 第 3 種籍の地上部分の水平投影外周線が、に 第 3 を 2 種特別地域 20 等以下 第 3 種特別地域 20 等以下 第 3 種籍の地上部分の水平投影外周線が、以下 第 3 種特別地域 20 等以下 第 3 種籍の地上部分の水平投影外周線が、以下 第 3 種籍の地上部分の水平投影外周線が、以下 第 3 種籍の地上部の 第 2 種特別地域 20 等以下 第 3 種特別地域 20 等以下 第 3 種籍の地上部分の水平投影外周線が、以下 第 3 種籍の地域の以下 5 もの 第 2 種特別地域 20 等以下 第 3 種籍の地上部分の水平投影外周線が、以下 第 3 種類の地上部分の水平投影外周線が、以下 第 3 種類の地上部分の水平投影外周線が、以下 第 3 種類の地上部分の水平投影外周線が、以下 第 2 種特別地域 20 等以下 第 2 項にだし書、 第 2 項にだし書、 第 2 項にだし書、 第 2 項にだし書、 第 2 項にだし書、 第 2 項にだし書、 第 1 項第 3 号 とは基はをでのは ・ 数表のとはあいのでものを業者して またより、かな変もとのでは、 第 1 項第 3 号 とはまでないものであること。 第 1 項第 3 号 はまをまをかがしてないを、 第 1 項第 3 号 はまをまをかがとないを、 第 1 項第 3 号 はまをするのではないを、 第 1 項第 3 号 はまをするのではないを、 第 1 項第 3 号 はまをするのでないを、 第 1 項第 3 号 はまをするのでないを、 第 1 項第 3 号 はまをするのでないものであること。 第 1 項第 3 号 はまをするのでないとして、 第 1 項第 4 号 とはをまるのをによるによるによるにはまでないものでなるとと。 第 1 項第 4 号 とはをまるのをとし、 第 1 項第 4 号 とはをまるとと。 第 1 項第 4 号 とはを表のをとし、 第 1 項第 4 号 とはを表のをとし、 第 1 項第 4 号 とはを表のをとして、 第 1 項第 5 号 とはを表のをとし、 第 1 項第 5 号 とないを 第 1 項第 4 号 とないものでないと、 第 1 項第 5 号 とないものでないとと、 第 1 項第 4 号 となをを 第 1 項第 4 号 となとを 第 1 項第 5 号 とないものを				

	1条第6項若しくは第 22条第6項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、		第4項第2号	は、当該建 10m (その	築物高って	が2階建て以下で が現に10mを超え	察、改築又は増築になる。かつ、その高さの高さ)を超えない。	さが 対築又			
	くは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の	第1号				準法施行令第2条約 て同じ。)が 2000m	第1項第2号に掲げる 『以下であること。	る建築			
	新築、改築若しくは 増築(第1項からの 3項までの規定の 用を受けるものを除 く。)	第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積(同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりであること。								
			地種区分と敷地 の区分	加積	総建築面積の敷地 面積に対する割合		総延べ面積の敷地 面積に対する割合				
			第2種特別地域 敷地面積が500 ₁		10	%以下	20%以下				
			第2種特別地域 ける敷地面積が 1000㎡未満		15	% 以下	30%以下				
			第2種特別地域 敷地面積が1000		20	%以下	40%以下				
			第3種特別地域			%以下	60%以下				
		ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。								
			第2項ただし書に規定する行為								
						態がその周辺の 和でないこと。	虱致又は景観と著し [、]	く不調			
第6項	工作物の新築、改築 又は増築のうち、 前各項の規定の適用	本文	第1項第2号			第1種特別地域、 等で行われるもの	海域公園地区、植生)でないこと。	生の復			
	を受ける建築物の新 築、改築又は増築以 外の建築物の新築、		第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨けにならないものであること。							
	改築又は増築		第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支限を及ぼすものでないこと。							
	※第1~5項以外の 建築物(店舗、5 室未満の集合住宅		第1項第5号			根及び壁面の色彩 著しく不調和でな	ジ並びに形態がその原 いこと。	周辺の			
	・集合別荘、セカ ンドハウス、倉庫 等)		第4項第7号			:平投影外周線でB であること。	囲まれる土地の勾配な	30%			
			第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m上離れていること。							
			第4項第10号								
			第4項第11号	当該建築物の	の建	築面積が 2000㎡ 以	(下であること。				
		第1号					超える既存の建築物の えないものであるこ。				
		第2号	当該建築物に係る	る敷地の範囲	が月	月らかであり、かっ	つ、総建築面積の敷土	也面積			

			地種区分 の区分	と敷地	面積	総建築面積の面積に対する		総延べ面積の敷地 面積に対する割合	
			第2種特敷地面積		:内における n ² 未満	10%以下		20%以下 30%以下	
				面積が	内における 500㎡以上	15%以下			
				第2種特別地域内における 敷地面積が1000㎡以上				40%以下	
			第3種特	別地域	:	20%以下		60%以下	
		ただし書	第2項た力	どし書り	こ規定する	行為に該当する	ものにつ	ついては、この限りで	ない
			に規定する	以1] 為	築物の規 の最実物が 最小限公益 の他公さで に る建築物の	関が既存のためでは、 関模のためでは、 関模のでは、 大りのをでいたがでいたがでいたがでいたがでいたがでいたがでいたがでいたがでいたがでいたが	物の規模 能をもつかけくも の を も の は の し る は の 屋 り の し る し る し る し る し る し る し る し る し る し	こめの新築(申請に作 莫を超えないもの又は 寺するためやは学術では限る。)又は学術では、 申請に係る場所以外では とがであって、第11 長及び壁面の色彩並で 最致又は景観と著して	はず研のめ頁 びの びの びの がい がっこう いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ
						和でない	こと。		
第 7 項	工作物の新築、改築 又は増築のうち、 車道(分譲地等の造 成を目的としたもの を除く。)の新築	第1号	1号 特別保護地区又は第1項第2号ロ(1)から(4)までに指 その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指 と若しくは学術調査の結果等により特別保護地区に準す れ、若しくは行われることが必要であると認められるも るものでないこと。 第1項第2号ロ(1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、海 難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地 (3) 地形若しくは地質が特異である の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を						ハ こ 行 た が 域 自
			ただし書	●次に ない。	掲げる基準	進に適合するも の	のものに	こついては、この限り	りでし
				イ	地表に影響	響を及ぼさない	方法で行	行われるものである こ	こと。
				口		が次のいずれか	- 13 1 - 7 7		干汗。
						あって、当該車	道を設け	5業の用に供される! けること以外にその であると認められる。	目的
					● (2)	地域住民の日常	生活の月	用に供される車道	
]]			つ、当該車道を設ける けることが困難である	
						るために設けら	れる 車 え の 目 自	もの行われる場所に発 道であって、当該車i 付を達成することが[道を記
								ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	

		海	域公園地[区内において処理するものでないこと。
		た	事 (特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。
		を行うため	りに行われ	告しくは植生の保全に資すると認められる事業 いるものであってロ及びハ並びに次号ロからホ 適合するものについては、この限りでない。
		П	当該車	道が次のいずれかに該当すること。 -
			•(1)	農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車 道であって、当該車道を設けること以外にそ の目的を達成することが困難であると認めら れるもの
			● (2)	地域住民の日常生活の用に供される車道
			•(3)	公益上必要であり、かつ、当該車道を設ける こと以外にその目的を達成することが困難で あると認められる車道
			•(4)	法の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの
			● (5)	法の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道
		ハ		為により生じた残土を特別地域、特別保護地区 域公園地区内において処理するものでないこ
			ただし	書 特別地域以外の地域に搬出することが著し く困難であると認められ、かつ、第2種特 別地域又は第3種特別地域内においてその 風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理 することとされている場合にあっては、こ の限りでない。
		次号口		分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分 られるものであること。
		次号ハ	を除き、その緑色	、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合、緑化されることになっているものであって、 化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその状況に照らして妥当であると認められるものこと。
			ただし	書 法面が硬岩である場合その他の緑化が困難 であると認められる場合は、この限りでは ない。
		次号二	い道等	地形に順応させること又は橋りょう、桟道、ず を使用することにより、大規模な切土又は盛土 ないよう配慮されたものであること。
		次号ホ		の他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風 景観と著しく不調和でないこと。
第2号				の地域内において行われるものにあっては、前 次に掲げる基準に適合するものであること。
				- 残土を特別地域、特別保護地区又は海域公園 - るものでないこと。
	た		と認められ	以外の地域に搬出することが著しく困難であるれ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域 てその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処 ととされている場合にあっては、この限りでな

						<i>۱</i> ۰°				
			イ	前号口		当該車法	首が次のいずれかに該当すること。			
						•(1)	農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの			
						● (2)	地域住民の日常生活の用に供される車道			
						● (3)	公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道			
						•(4)	法の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが 困難であると認められるもの			
						● (5)	法の規定に適合する行為により設けられた工作 物又は造成された土地を利用するために必要と 認められる車道			
			ただし書		専ら自転車の通行の用に供される道路の新築にあって は、この限りではない。					
			口			土砂の流 あること	近出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられて 。			
		Л	される 用いる	こと 等行	交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化こととなつているものであって、その緑化の方法が郷土種を等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認るものであること。					
			ただし	書		更岩である場合その他の緑化が困難であると認め 場合は、この限りではない。				
			するこ			を地形に順応させること又は橋りょう、桟道、ずい道等を使用 ことにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮された であること。				
			ホ	ホ 擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と 著しく不調和でないこと。						
第8項	工作物の新築、改築 又は増築のうち、車 道(分譲地等の造成	本文	前項第1号ハ		域公園地区内において処理するものでないこと。					
	を目的としたものを除く。)の改築又は増築				たた	ただし書 特別地域以外の地域に搬出することが著しであると認められ、かつ、第2種特別地域3種特別地域内においてその風致の維持に及ぼさない方法で処理することとされていにあっては、この限りでない。				
			前項第	2号口	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講し られるものであること。					
			前項第	2号ハ	緑化が組	ごされるこ 『土種を月	安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、ことになっているものであって、その緑化の方法 用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らしると認められるものであること。			
					たた	ただし書 法面が硬岩である場合その他の緑化が困難である と認められる場合は、この限りでない。				
			前項第2号二		線形を地形に順応させること又は橋りょう、桟道、ずい道等 を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよ う配慮されたものであること。					
							寸帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は く不調和でないこと。			
			当該車でない		をに育		号本文に規定する地域を通過することとなるもの			
1	I	I					-			

			│ て、その全部 │ ていること若 │ いが現に行わ	「又は第1項第2号ロ(1)から(4)までに掲げる地域であった者しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされては学術調査の結果等により特別保護地区に準ずる取扱れ、若しくは行われることが必要であると認められるものに2号ロ(1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域(2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域(3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域(4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域						
第9項	工作物の新築、改築又は増築のうち、	本文	第7項第1号ハ	当該行為により生じた残土を特別地域、特別保護地区又は 海域公園地区内において処理するものでないこと。						
	分譲地等の造成を目 的とした道路又は上 下水道施設の新築、 改築又は増築			ただし書 特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。						
			第7項第2号口	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講 じられるものであること。						
			第7項第2号ハ	法面が、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、 緑化されることになっているものであって、その緑化の方 法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照 らして妥当であると認められるものであること。						
				ただし書 法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。						
			第7項第2号二	線形を地形に順応させること又は橋りょう、桟道、ずい道 等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わな いよう配慮されたものであること。						
			第7項第2号ホ	擁壁その他附帯工作物の色彩及び形態が周辺の風致又は景 観と著しく不調和でないこと。						
		第1号	特別保護地区等又は自然草地等内において行われるものでないこと。							
			特別保護地区等 特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生元が困難な地域等							
			自然草地等	自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地 域						
		第2号		道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等(以下「関いう。) の造成が特別保護地区等又は自然草地等内においてないこと。						
		第3号	関連分譲地等の造成の計画において、一分譲区画の面積(当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあっては、当該保存緑地の面積を除いた面積)がすべて1000㎡以上とされていること。							
		第4号		十画において、勾配が 30% を超える土地及び公園事業道路等 以内の土地をすべて保存緑地とすることとされていること。						
		第5号		る計画において、前号に規定する保存緑地以外に関連分譲地 96以上の面積の土地を保存緑地とすることとされているこ						
		第6号	第3号に規定する のでないこと。	5計画において保存緑地とされた土地において新築を行うも						
		第7号	関連分譲地等がると。	次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであるこ						
				れるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入 って明示すること。						
			未満になるよ	て一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が 1000㎡ うに分割してはならない旨及びそのように分割した場合に の土地における建築物の新築、改築又は増築については法						

				項、第21条第3項又は第22条第3項の規定による許可を受け みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもって通知すること。					
		第8号	設が整備される	る計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施 等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観の維持に支障を いよう十分配慮されていること。					
		第9号	関連分譲地等の)全面積が 20ha 以下であること。					
第10項	工作物の新築、改築又は増築のうち、	本文	第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げに ならないものであること。					
	屋外運動施設の新築、 改築又は増築		第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を 及ぼすものでないこと。					
			前項第1号	特別保護地区等又は自然草地等内において行われるものでないこと。					
		第1号	申請に係る場所 認められるもの	f以外の場所においてはその目的を達成することができないと)であること。					
		第2号	総施設面積(同一敷地内にあるすべての工作物(屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。)の地上部分の水平投影面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合が、第2種特別地域に係るものにあっては40%以下、第3種特別地域に係るものにあっては60%以下であること。						
		第3号	当該屋外運動施ものであること	記設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 10% を超えない:。					
		第4号	ら20m以上、それ以外の道路の路肩から 5m 以上離れていること。 第5号 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から 5m 以れていること。						
		第5号							
		第6号							
		第7号	当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。						
		第8号	当該行為による	土砂の流出のおそれがないこと。					
		第9号	支障木の伐採が	4僅少であること。					
		第10号	当該屋外運動施設の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。						
第11項	工作物の新築、改築 又は増築のうち、 風力発電施設の新築、	本文	第1項第5号	当該風力発電施設の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。					
	改築又は増築		第1項第6号	当該風力発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該風力発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。					
			第10項第7号	当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要 最小限であると認められること。					
			第10項第9号	支障木の伐採が僅少であること。					
		第1号	第1項第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。					
				イ 特別保護地区、第1種特別地域又は海域公園地区					
				四 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。)であるもの (1)高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2)野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3)地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自					

				然の現象が生じている地域 (4)優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地 域
			第1項第3号	当該風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第1項第4号	当該風力発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著し い支障を及ぼすものでないこと。
			ただし書	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所 以外の場所においてはその目的を達成することができない と認められる風力発電施設の新築、改築又は増築にあつて は、この限りでない。
		第2号		息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及 いものであること。
第12項	工作物の新築、改築 又は増築のうち、太 陽光発電施設の新築、	本文	第1項第5号	当該太陽光発電施設の色彩並びに形態がその周辺の風致又 は景観と著しく不調和でないこと。
	陽元発电旭設の利案、 改築、又は増築であって、土地に定着させるもの		第1項第6号	当該太陽光発電施設の撤去に関する計画が定められており、 かつ、当該太陽光発電施設を撤去した後に跡地の整理を適 切に行うこととされているものであること。
			第10項第7号	当該太陽発電施設に係る土地の形状を変更する規模が最小限であると認められること。
			第11項第2号	野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持 上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。
		第1号	第1項第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。
				イ 特別保護地区、第1種特別地域又は海域公園地区
				四 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。)であるもの (1)高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2)野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3)地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4)優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			第1項第3号	当該太陽光発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第1項第4号	当該太陽光発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著 しい支障を及ぼすものでないこと。
			ただし書	同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2000㎡以下であって、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築、又は増築にあつては、この限りでない。
		第2号	第4項第7号	当該太陽光発電施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30 %を超えないものであること。
			第4項第9号	当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、公園 事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。
			第4項第10号	当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境 界線から 5m 以上離れていること。
			第10項第9号	支障木の伐採が僅少であること。
			ただし書 同一	敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が20

				00㎡以 発電加	以下であっ 施設の新築	て、次 、改築	に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光 、又は増築にあっては、この限りではない。			
				•1	学術研究 以外の場 と認めら	所にお	公益上必要であり、かつ、申請に係る場所 いてはその目的を達成することができない と。			
				●口	地域住民と。	:の日常	生活の維持のために必要と認められるこ			
				•^	農林漁業	に付随	して行われるものであること。			
		第3号	自然草地等	等内に は	おいて行わ	れるも	のでないこと。			
			ただし書	前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。						
				前号ただし書に規定する行為		書 同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平 投影面積の和が2000㎡以下であって、次に掲げ る基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の 新築、改築、又は増築にあっては、この限りで はない。				
						•1	学術研究その他公益上必要であり、かつ、 申請に係る場所以外の場所においてはそ の目的を達成することができないと認め られること。			
						●□	地域住民の日常生活の維持のために必要 と認められること。			
						●ハ	農林漁業に付随して行われるものであること。			
		第4号	当該行為は	こよる	上砂及び汚	濁水の	流出のおそれがないこと。			
第13項	工作物の新築、改築又は増築のうち、	本文	第1項第1	1項第1号 設置期間が 3年 を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に 移転し又は除却することができるものであること。						
	前各項の規定の適用 を受ける工作物の新 築、改築又は増築以 外の仮設の工作物の 新築、改築又は増築		第1項第6号 当該工作物の撤去に関する計画が定められており、7 該工作物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこ。 ているものであること。							
	利衆、以衆又は増築	第1号	第1項第2	頁第2号 次に掲げる地域内において行われるものでないこと。						
				/	イ 特別保護地区、第1種特別地域、又は海域公園地区					
				ī	が困難はるい第1 われるも (1) (2) (3) (4)	な一こ種このが「域」自地部と特と「高困野」地然域に又別が「山難生」形の	域又は第3種特別地域のうち、植生の復元 等(次に掲げる地域であって、その全部若 ついて史跡名勝天然記念物の指定等がされ は学術調査の結果等により特別保護地区又 地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行 必要であると認められるものをいう。)で 帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元 な地域 動植物の生息地又は生育地として重要な地 君象が生じている地域 た天然林又は学術的価値を有する人工林の			
			第1項第3		当該工作物 ならないも		な展望地から展望する場合の著しい妨げに ること。			
			第1項第4		当該工作物 及ぼすもの		線を分断する等眺望の対象に著しい支障をこと。			
				次に掲 ではな		のいず	れかに該当するものについては、この限り			
				● イ	地下に設	けられ	る工作物の新築、改築又は増築			
				●口	既存の工	- <u>-</u> 作物の	改築又は既存の工作物の建替え若しくは災			

					工作物の	り規模 乍物カ	莫が! バ有!	た工作物の復旧のための新築(申請に係る 死存の工作物の規模を超えないもの又は既 していた機能を維持するためやむを得ず必 の拡大を行うものに限る。)	
) ハ	以外の場	易所に	こおい	公益上必要であり、かつ、申請に係る場所 いてはその目的を達成することができない 乍物の新築、改築又は増築	
		第2号	当該工作物でないこと		部の色彩及	及び刑	 多態 7	がその周辺の風致又は景観と著しく不調和	
			ただし書々	寺殊な	:用途の工	作物	につ	いては、この限りでない。	
第14項	工作物の新築、改築	本文	前項第1号	- 5	第1項第2号		次に掲げる地域で行われるものでないこと。		
	又は増築のうち、 前各項の規定の適用 を受ける工作物の新						イ	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区	
	築、改築又は増築以 外の工作物の新築、 改築又は増築	曽築以					П	第2種特別地域又は第3種特別地域のうちち、植生の復元が成場。 が表地域であって、その全部者し、指定であって、まの全部者ののでは、 がされていること又は学術調1種特別に進ずる取扱いが現に行われることがであると、 に進ずる取扱いが現に行われいられるもいで、 をいう。)であるもの。 (1) 高山帯、亜高山帯、地域に 原等性動植物の生息地又は生育地として重要な地域。 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域。 として重要な地域。 (3) 地形若しくは地質が特異がといる地域又は特異な自然の現象が生じている地域。 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域	
				A. S.	第1項第3号			亥工作物が主要な展望地から展望する場合 客しい妨げにならないものであること。	
				Ŷ,				亥工作物が山稜線を分断する等眺望の対象 著しい支障を及ぼすものでないこと。	
				7	ただし書			ずる行為のいずれかに該当するものについ この限りではない。	
						•		地下に設けられる工作物の新築、改築又は 曽築	
								既存の工作物の改築又は既存の工作物の建 替え若しくは災害により滅失した工作物の 复旧のための新築(申請に係る工作物の規 莫が既存の工作物の規模を超えないもの又 は既存の工作物が有していた機能を維持す るためやむを得ず必要最小限の規模の拡大 を行うものに限る。)	
						• >	E	学術研究その他公益上必要であり、かつ、 申請に係る場所以外の場所においてはその 目的を達成することができないと認められ る工作物の新築、改築又は増築	
			前項第2号		当該工作物と著しくる			の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観 ないこと。	
				7	ただし書	特別	************************************	用途の工作物については、この限りでない。	
		第1号	に規定する	一般	廃棄物の最	 是終久	ル分類	律(昭和45年法律第137号)第8条第1項 場又は同法第15条第1項に規定する産業廃 でないこと。	
		第2号	次に掲げる	基準の	のいずれた	近こ)~(こ)		するものであること。	

			● イ			のの地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から れていること。		
			• 🗆	学	術研究る	その他公益上必要と認められること。		
			•/>	地	域住民の)日常生活の維持のために必要と認められること。		
			•=	農	林漁業に	こ付随して行われるものであること。		
			●ホ	既と。	に建築特	めの設けられている敷地内において行われるものであるこ		
			•^	・前さ	項第1号	子 イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであるこ		
				前	•1	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築		
				項第1号	●口	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により減失した工作物の復旧のための新築(申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)		
第15項	木竹の伐採	●第1号		種特の		Nにおいて行われるもので、次に掲げる基準に適合するもの		
			イ	単木	択伐法に	こよるものであること。		
			口耳			行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の %以下であること。		
			ハ;			付象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に10年を加であること。		
				ただ	し書	立竹の伐採にあっては、この限りでない。		
		●第2号	第2種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。					
				沢伐法 と。	生による	ものにあっては、次に掲げる基準に適合するものであるこ		
			((1)	材林に	採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用 あっては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあって 区分の現在蓄積の60%以下であること。		
			((2)	当該伐である	採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上こと。		
					ただし	書 立竹の伐採にあっては、この限りでない。		
			((3)	るもの の周辺	業に係る施設(令第1条第7号、第10号及び第11号に掲げを除く。)及び集団施設地区(以下「利用施設等」という。) (造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。)において行われ にあっては、単木択伐法によるものであること。		
						ものにあっては、イ(2)の規定の例によるほか、次に掲げ するものであること。		
			-	了(2)		伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以 あること。		
					ただ	し書 立竹の伐採にあっては、この限りでない。		
			((1)	該伐 区の 用施	区の面積が2ha以内であること。ただし、当該伐採後に当 区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐 面積で除した値が10分の3を超える場合又は当該伐区が利 設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、 限りではない。		
			((2)		伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を していない伐区に隣接していないこと。		
			((3)		施設等の周辺(造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。)にて行われるものでないこと。		

I			 				
		●第3号	第3種特別地域内において行われるものであること。				
		●第4号	学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであること。				
第16項	指定区域内における 木竹の損傷	第1号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。				
		第2号	当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。				
第17項	鉱物の掘採又は土石 の採取のうち露天掘	第1号	特別保護地区又は海域公園地区において行われるものでないこと。				
	りでない方法による		ただし書 次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。				
			●イ 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものである こと。				
			●ロ 農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものである こと。				
			●ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所 以外の場所においてはその目的を達成することができない と認められるものであること。				
		第2号	坑口又は掘削口が第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内に設けられるものでないこと。				
			ただし書 前号イからハまでに掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。				
			●前号イ 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。				
			●前号ロ 農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。				
			●前号ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る 場所以外の場所においてはその目的を達成することが できないと認められるものであること。				
第18項	鉱物の掘採又は土石 の採取のうち 露天掘りによるもの	●第1号	法第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の規定による許可を受け、 又は法第20条第6項、第21条第6項又は第22条第6項の規定による届出をし て現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採 又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行う もの(第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。)にあっては、 次に掲げる基準に適合するものであること。				
			イ 特別保護地区等内において行われるものでないこと。				
			口 自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。				
			ハ 当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。				
			ニ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。				
		●第2号	河川にたい積した砂利を採取するものであって採取の場所が採取前の状態に 復することが確実であると認められるものにあっては、前号イの規定の例に よるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。				
			前号イ特別保護地区等内において行われるものでないこと。				
			当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。				
		●第3号	第3種特別地域(植生の復元が困難な地域等を除く。)内において行われるもの(第1号、第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。)にあっては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。				
		●第4号	既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあっては、第1号				

		ì	イの規定	の例に』	はるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。		
			第1号イ	特別保	護地区等内において行われるものでないこと。		
			イ	露天掘あるこ	りでない方法によることが著しく困難と認められるもので と。		
			口		年4月1日以降に鉱業権が設定された区域内において行わのにあっては、主要な利用施設等の周辺で行われるものでと。		
		●第5号	て行われ	るもので	適用を受ける行為以外の行為にあっては、特別地域内においであって、前項第1号イからハまでに掲げる基準のいずれかであること。		
			●前項第	1 号イ	既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものである こと。		
			●前項第	1号口	農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものである こと。		
			●前項第	1号ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所 以外の場所においてはその目的を達成することができない と認められるものであること。		
第19項	水量に増減を及ぼさ	本文	第11条第	2号	野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持 上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。		
	せること	第1号	次に掲げ	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。			
			●イ 学術	所究そ	の他公益上必要と認められること。		
			●ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。				
			●ハ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。				
		第2号	水位の変	動につい	っての計画が明らかなものであること。		
		第3号	史跡名勝 により、	天然記念 特別保護	は次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について		
			イ 野生動	加植物の	生息地又は生育地として重要な地域		
			ロ優れた	二天然林	又は学術的価値を有する人工林の地域		
			ハ優れた	上風致又	は景観を有する河川又は湖沼等		
			項又は第2 第6項又	22条第3 は第22 <i>9</i> 、従来の	こおいてこれらの地域において法第20条第3項、第21条第3 3項の規定による許可を受け、又は法第20条第6項、第21条 条第6項の規定による届出をして現に行われているものであ つ行為の規模を超えない程度で行われるものにあっては、こ		
第20項	指定湖沼又は湿原等 に汚水又は廃水を排 水設備を設けて排出	第1号	当該汚水のである		kの処理施設が技術的に最良の機能を有すると認められるも		
	が設備を設けて折山すること	第2号	より環境	大臣が排	Kが法第20条第3項第6号又は第21条第3項第1号の規定に 指定した湖沼又は湿原の水質の維持に著しい支障を及ぼすお ごあること。		
第21項	広告物等の掲出、設 置又は表示	●第1号	かにする めに行わ	ために行 れるもの 告その値	が標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明ら 行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするた りにあっては、当該広告物等(広告物その他これらに類する 也これに類する物をいう。以下同じ。)が次に掲げる基準に あること。		
				斤におい	、営業所その他の事業所の敷地内若しくは事業を行っていて掲出され、若しくは設置され、又は表示されるものであ		
					が 5 m 以下であり、かつ、同一敷地内又は同一場所内にお面積の合計が10m以下のものであること。		

i	ı i	
	又は表	の等を設置する場合にあってはその高さが5m、広告物等を掲出し 表示する場合にあってはその表示面の高さが5m(工作物に掲出し 表示するものにあっては、当該工作物の高さ)以下のものであるこ
		注用いる広告物等にあっては、光源(光源を内蔵するものにあって★面)が白色系のものであること。
	ホ動光又	は光の点滅を伴うものでないこと。
	へ 色彩及	び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
●第2号	ている場	務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っ 所へ誘導するために行われるものにあっては、前号ニからへまでの によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
		上源を用いる広告物等にあっては、光源 (光源を内蔵するものにあっては表示面) が白色系のものであること。
	前号ホ動	n光又は光の点滅を伴うものでないこと。
	前号へ色	色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
	イ影	置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること。
	口 広	に告物等の個々の表示面の面積が 1 ㎡ 以下であること。
		夏数の内容を表示する広告物等にあっては、その表示面の面積の合 Hが 10㎡ 以下であること。
	出	に告物等を設置する場合にあってはその高さが5m、広告物等を掲出し又は表示する場合にあってはその表示面の高さが5m以下のもつであること。
	て 広	Eに複数の広告物等が掲出され、若しくは設置され、又は表示されている地域において行われているものにあっては、当該行為に伴うな告物等の集中により周辺の風致又は景観との調和を著しく乱すもつでないこと。
●第3号	るもの又に いて当該: ニからへ	案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説すは当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等につ地とのかかわりを紹介するために行われるものにあっては、第1号まで及び前号ニの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合であること。
	第1号二	光源を用いる広告物等にあっては、光源(光源を内蔵するものに あっては表示面)が白色系のものであること。
	第1号ホ	動光又は光の点滅を伴うものでないこと。
	第1号へ	色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
	前号二	広告物等を設置する場合にあってはその高さが5m、広告物等を 掲出し又は表示する場合にあってはその表示面の高さが5m以下 のものであること。
	イ	表示面の面積が 5 ㎡ (複数の内容を表示する広告物等にあっては、 10㎡) 以下であること。
	口	設置者名の表示面積が 300 cm 以下であること。
	ハ	一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。
●第4号	にあって	としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものは、第1号へ及び前号ハの規定の例によるほか、広告物等が次の基するものであること。
	第1号へ	色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
	前号ハ	一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。
	1	表示面積が 300 ㎡ 以下であること。

i	1		 				
			ロ 商品名の表示がないものであること。				
			ハ 設置者の営業内容の宣伝の文言を用いるものでないこと。				
		●第5号	前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあっては、救急病院、警察等特殊な用途の施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地域住民に一定事項を知らしめるためのものであって地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は保安の目的で行われるものであること。				
第22項	屋外における土石そ の他の指定する物の	第1号	第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。				
	集積、又は貯蔵	第2号	廃棄物 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄 をいう。以下同じ。) を集積し、又は貯蔵するものでないこと。				
		第3号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと 認められるものであること。				
		第4号	自然的、社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最 小限と認められるものであること。				
		第5号	集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の 主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。				
		第6号	集積し、又は貯蔵する高さが 10m を超えないものであること。				
		第7号	集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、 それ以外の道路の路肩から 5m 以上離れていること。				
		第8号	集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から 5m 以上離れていること。				
		第9号	集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。				
		第10号	支障木の伐採が僅少であること。				
		第11号	集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該 跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。				
		ただし書	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであって第5号から第9号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であって第3号及び第5号から第9号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。				
第23項	水面(海面)の埋立	第1号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。				
	て又は干拓		イ 特別保護地区若しくは第1種特別地域又はこれらの地先水面				
			中 海域公園地区				
			ハ 次に掲げる地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるもの				
			(1) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な水辺地又は水面				
			(2) 優れた風致若しくは景観を有する自然海岸、自然湖岸その他の水 辺地又はこれらの地先水面				
			ただし書 当該行為が学術研究上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の 場所においてはその目的を達成することができないと認められる ものについては、この限りではない。				
		第2号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。				
			●イ 学術研究その他公益上必要と認められること。				
			●ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。				
	i e	I	●ハ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。				

			●ニ 既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。
		第3号	当該行為又はこれに関連する行為が当該行為の場所に隣接する水辺地又は水面の風致又は景観の維持に及ぼす支障の程度が軽微であること。
			ただし書前号ニに掲げる基準に適合するものにあっては、この限りでない。
			前号二 既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。
		第4号	廃棄物の埋立てによるものでないこと。
第24項	土地の開墾、土地の 形状変更	第1号	特別保護地区、第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。
			ただし書 当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。
		第2号	集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないもの。
		第2号の2	土地を階段状に造成するものでないこと (農林漁業を営むために必要と認められるものは除く。)。
		第3号	ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。
			ただし書 既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。
		第4号	廃棄物の埋立てによるものでないこと。
			ただし書 既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であって、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。
		第5号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと 認められるものであること。
			ただし書 農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。
		第6号	開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。
		第7号	当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。
第25項	高山植物その他の指 定植物の採取又は損 傷、指定動物の捕獲、 殺傷等	第1号	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
		第2号	採取し若しくは損傷しようとする植物、捕獲し若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。
			ただし書 当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における 当該植物の保存に資する場合は、この限りでない。
第26項	指定区域内における 指定する植物の植栽 又は種まき	●第1号	前項第1号 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
		●第2号	災害復旧のために行われるものであること。
	指定区域内における 指定する動物の放が出 (指定する動へのがあり	本文	第24項第1号 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
	畜である場合の放牧 を含む。)		環境大臣が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物のが

	の変更		と。				
			ただし書 特殊な	は用途の物の色彩の変更については、この限りでない。			
第29項	指定区域への立入 指定区域での車馬の 使用等	●第1号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと 認められる行為(法第20条第3項第16条に掲げる行為に限る。)であって、 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。				
			●イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。				
				物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすお ものであること。			
		●第2号	地域住民の日常	生活の維持のために必要と認められるものであること。			
第30項	木竹の損傷 木竹以外の植物の採 取、損傷等	第1号	第24項第1号	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場 以外の場所においてはその目的を達成することができな と認められるものであること。			
	動物の捕獲、殺傷等	第2号	物又は採取し若	- 損傷しようとする植物、捕獲し若しくは殺傷しようとする しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別保 滅のおそれがないものであること。			
			の維持を目的	の動植物の保存その他該当特別保護地区における在来の景 寺のために必要と認められる場合又は当該動植物の保護増 内とし、かつ、当該特別保護地区における当該動植物の保 する場合は、この限りでない。			
第31項	木竹の植裁 木竹以外の植物の植 栽又は植物の種まき	●第1号	第24項第1号	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場 以外の場所においてはその目的を達成することができな と認められるものであること。			
		●第2号	植栽し、又は種子をまこうとする地域に現存する植物と同一種類の植物を植栽し、又はその種子をまくものであること (在来の景観の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められるものに限る)。				
		●第3号	災害復旧のために行われるものであること。				
第32項	動物の放出 (家畜の放牧を含む) 屋外における物の集積、貯蔵火入れ又はたき火道路等以外の場所での車馬の使用等物の係留指定区域での動力船の使用	本文	第24項第1号 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所 以外の場所においてはその目的を達成することができない と認められるものであること。				
			当該行為が反復	継続して行われるものでないこと。			
第33項	指定区域内における 熱帯魚その他の指定 動植物の捕獲、殺傷	第1号	第24項第1号	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場 以外の場所においてはその目的を達成することができな と認められるものであること。			
	等	第2号		殺傷し、又は採取し若しくは損傷しようとする動植物が申 地区において絶滅のおそれがないものであること。			
			ただし書 当該重	動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該海域公園地区に 当該動植物の保存に資する場合は、この限りではない。			
第34項	海底の形状を変更すること	本文	第22項第3号	当該行為又はこれに関連する行為が申請に係る場所に隣する水辺地又は水面の風致又は景観の維持に及ぼす支障程度が軽微であること。			
				ただし書 前号ニに掲げる基準に適合するものにあっ は、この限りでない。			
				前号ニ 既存の埋立地又は干拓地の地先にいて行われるものであること。			
			第24項第1号	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場 以外の場所においてはその目的を達成することができな と認められるものであること。			
第35項	汚水又は廃水を排水	本文	第24項第1号	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場			

	ること		と認められるものであること。
			当該汚水又は廃水が海域公園地区の水質の維持に著しい支障を及ぼすおそれ がないものであること。
第36項	(基準の特例)	本文	その自然的、社会経済的条件から判断して前各項に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないと、国立公園にあっては環境大臣が、国定公園にあっては都道府県知事が認めて指定した特別地域、特別保護地区又は海域公園地区内の区域及び当該区域内において行われる法第20条第3項各号、第21条第3項各号又は第22条第3項各号に掲げる行為については、環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ当該基準の特例を定めることができる。
第37項	(各行為共通の基準)	本文	法第20条第3項各号、第21条第3項各号及び第22条第3項各号に掲げる行為 に係る許可基準は、前各項に規定する基準のほか、次のとおりとする。
	第1号	第1号	申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。
		第2号	申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。
		第3号	申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分 な関係にあることが明らかな行為について法第20条第3項、第21条第3項又 は第22条第3項の規定による許可の申請があった場合に、当該申請に対して 不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。